ロ　指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）　次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1)　当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下　一以上

(2)　当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上　一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百十五条第二項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に、「施設（入所によるものに限る。）であって」を「施設が」に、「全部」を「その施設の全部」に、「入所者に」を「利用者に」に、「行うもの」を「行う場合において、当該事業を行う事業所」に、「当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二　指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ　指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯　当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ　指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）　次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1)　当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下　一以上

(2)　当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上　一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百十五条第三項第一号中「、指定児童デイサービス事業所」を削り、「児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）」を「指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）」に改め、同号イ中「、指定児童デイサービス」を削り、「児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（入所によるものを除く。）」を「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援」に改める。

第百十七条第一項「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同条第二項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第百二十四条第二号中「入所定員」を「利用定員（第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）」に改める。

第百二十五条中「、第九十一条、第九十二条及び第百六条」を「及び第九十条から第九十二条まで」に改める。

第百二十五条の二第一号中「若しくは児童デイサービス」を削り、同条第四号中「、知的障害児施設」を削る。

第百二十七条第一項中「（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）」を削る。

第百三十二条第三項中「児童デイサービス、」を削る。

第百三十七条中「（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を削る。

第百四十条第五項中「（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）」を削る。

第百四十三条第三項第二号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第四項」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改める。

第百五十四条中「、第九十二条及び第百六条」を「、第九十条及び第九十二条」に改める。

第百六十二条中「、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条及び第百六条」を「及び第八十六条から第九十二条まで」に改める。

第百六十六条第七項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第百七十一条中「から第七十五条まで」を「、第七十四条」に改め、「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第百八十四条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第百九十七条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に、「及び第百六十条」を「、第百六十条及び第百八十三条」に改める。

第二百二条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第二百三条第一項中「第二条第七号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第二百六条中「、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「、第九十条から第九十二条まで」に改める。

第二百十三条中「、第八十八条」の下に「、第九十条」を加え、「、第百六条」を削り、「第五十九条」を「第五十八条」に、「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第二百十四条を次のように改める。

第二百十四条　削除

第二百十五条第一項中「多機能型事業所は」を「多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は」に改め、「、第九十七条第三項」を削り、「以上は、」を「以上の者を」に、「ならない」を「ならないもの」に改め、同条第二項中「多機能型指定児童デイサービス事業所」を「指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うもの」に、「掲げる数とし」を「定める数とし」に、「ならない」を「ならないもの」に改める。